

**「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託プロポーザル
質問への回答（平成26年5月28日受付分）**

■提出期限において開示可能な決算報告書がない場合、提出を免除してもらえるか。

⇒決算書については、お示ししている審査基準の「実施体制」という審査項目にかかる判断材料の一つとなりますので、決算書がない場合、決算書に代わるもの（試算表またはその他財務状況が確認できるもの）をご提出ください。

■委託額の支払いタイミングはどのようになるか。コミュニティ開設までの初期費用の請求とその後の月額経費を毎月請求する形は可能か。

⇒契約金額の一部については概算払を行うことができます（委託事業の終了後に実績報告をいただいた上、委託契約額を確定し、精算します）。なお、支払額及び支払時期については、契約締結にあたり委託先とも協議の上、決定することとなります。

■集客方法は委託先でも検討しますが、鳥取県として想定されている集客方法を教えてほしい。

⇒企画提案にかかる審査内容であるため、回答を控えさせていただきます。

■本プロジェクトが終わった後に、本プロジェクトとは別に、鳥取県内企業や他の県にて、今回作るコミュニティを利用して新たな共創プロジェクトを実施してもよいか。

⇒「今回作るコミュニティ」の範囲・設計内容が明確にわからない中での回答となりますが、今回本県が委託して開設いただく本事業用の共創コミュニティと異なるもの（＝鳥取県の実施する事業ではない）であることが他者から認識できることが必要です。

■県で予定されている記者発表会について、概略のイメージを教えてください。また、記者発表会と今回の事業での活動を連動させて実施することは可能か。

⇒プロジェクトの進捗状況によって実施内容・方法が変わってくると考えており、現

時点では記者発表の具体的な内容は設定していません。なお、本委託業務の範囲外となりますが、参加される鳥取県内企業様には、成果にかかる共同記者発表も目標とした一連のプロジェクトとして申込いただくこととしています。

以上